

○小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

平成24年6月15日

告示第49号

改正 平成27年6月1日告示第38号

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること(以下「本人通知制度」という。)により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、もって個人の権利利益の不当な侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。)(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次条第1項の規定による申込みをする日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本町の住民基本台帳(消除された住民票を含む。)又は戸籍の附票(消除された戸籍の附票を含む。)に記載又は記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。
(登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ小豆島町本人通知制度登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により、町長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、写真付き住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため町長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 代理人が第1項の規定による申込みをしようとするときは、代理人を特定するために適当と認める書類として、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、旅券、運転免許証その他代理人本人であることを証するため町長が適当と認める書類及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人である旨の事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 郵便により第1項の規定による申込みをしようとするときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申込みをすることができる。

(登録等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小豆島町本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者(以下「登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録の内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、小豆島町本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第3号。以下「届出書」という。)により、町長に届け出なければならない。ただし、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により変更の事実が判明する場合は、変更の届出を省略することができる。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(住民票の写し等交付通知)

第7条 町長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、小豆島町住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により、当該登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。

(登録の廃止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第7条第1項の規定による小豆島町住民票の写し等の交付通知書が返戻されるなど、第6条第1項の規定による変更の届出がされていないことが判明した場合
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 登録者が国外転出した場合
- (5) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (6) 消除された住民票等の保存期間が経過したことにより証明書が交付されなくなった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(住民票の写し等が不正に取得された場合の措置)

第9条 住基法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定に該当する行為により、住民票の写し等が不正に取得された疑いがあると認めるときは、当該不正取得に際して用いられた交付申請書(職務上請求書を含む。)を廃棄せず、保管するものとする。

2 町長は、住民票の写し等を取得した者が住基法第47条第2号又は戸籍法第133条の罪により刑に処せられた事実を確認したとき、又は国、香川県その他関係機関から情報提供を受け、その事実を把握したときは、当該不正取得の事実を当該住民票の写し等に記載された者(以下この条において「本人」という。)に通知するものとする。

3 前項の通知は、本人のプライバシーに十分配慮した上で、次の順に従い、行うものとする。

(1) 書面(親展)による通知

(2) 電話による通知

(3) 担当者による面談の実施(本人の希望がある場合、その他町長が必要があると認める場合に限る。)

(文書の保存)

第10条 この告示の実施に当たって、保管又は作成した申込書、登録者名簿、届出書、第7条並びに第9条に関する起案書及びこれに該当する住民票の写し等の交付申請書(付随する疎明資料等も含む。)は、当該文書を保管又は作成した日の属する年度の翌年度から起算し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行し、同日以降に行われた不正取得について適用する。

附 則(平成27年告示第38号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に現に改正前の小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定による小豆島町本人通知制度登録者名簿に登録されている者は、この要綱による改正後の小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定による小豆島町本人通知制度登録者名簿に登録されている者とみなす。

様式第1号(第4条関係)

小豆島町本人通知制度登録申込書

年 月 日

小豆島町長 殿

小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申込みます。

窓口に来られた方	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人		
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	連絡先	(<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他)		

申 込 者 (登録を希望する方)	□窓口に来られた方と同じ			
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	連絡先	(<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他)		

通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所 <input type="checkbox"/> 本町に記録のある全ての住所	
	<input type="checkbox"/> その他、通知対象とする住所 小豆島町	

通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍 <input type="checkbox"/> 本町に保存されている全ての戸籍	筆頭者 ()
	<input type="checkbox"/> その他、通知対象とする戸籍 小豆島町	筆頭者 ()

通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

2 申込みの際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード等)
- (2) 法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) 代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※事務処理欄

受付番号・場所	登録年月日	法定代理人の確認	本人確認書類	名簿	住基	戸籍	備 考
住民課・池田窓口	・		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 写真付住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()				

様式第2号(第5条関係)

小豆島町本人通知制度登録者名簿

登録 番号	登録日	氏名	法定代理人	生年月日	性別	住所	連絡先	備考
	満了日					本籍		
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			
					男・女			

様式第3号(第6条関係)

小豆島町本人通知制度登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

小豆島町長 殿

小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録事項の(変更・廃止)を届け出ます。

窓口に来られた方	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人		
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	連絡先	(<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他)		

登 録 者	□窓口に来られた方と同じ			
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	連絡先	(<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他)		

変更の場合は、次の内容を記入してください。

変更内容	<input type="checkbox"/> 氏名(フリガナをご記入ください) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> その他()
変 更 前	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 後	

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点をつけてください。

2 届出の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 届出人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、写真付住民基本台帳カード等)
- (2) 法定代理人による届出の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) 代理人による届出の場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※事務処理欄

受付番号・場所	登録期間	法定代理人の確認	本人確認書類	名簿	住基	戸籍	備 考
住民課・池田窓口	・ ・ } ・ ・		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 写真付住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他()				

様式第4号(第7条関係)

小住戸発第 号
年 月 日

住所
氏名 様

香川県小豆郡小豆島町長 印

小豆島町住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、小豆島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

交付年月日	証明書の種別	通 数	交付請求者の種別
年 月 日			<input type="checkbox"/> 本人の代理人 <input type="checkbox"/> その他の第三者

注 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、小豆島町個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求することができます。

小豆島町個人情報保護条例に基づく開示請求は同条例の規定に基づき、本人が所定の書面により、請求することになります。

町は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示又は非開示の決定をし、その旨の書面を送付します。ただし、事務上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができます。この場合においては、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。

なお、開示請求が認められた場合においても、小豆島町個人情報保護条例の規定により開示される情報は制限されることがあります。

開示を受けることができるときは、開示日に小豆島町役場において、交付申請書の写しを開示又は部分開示します。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)